

介護老人保健施設 白寿荘 重要事項説明書

＜ 令和6年8月1日現在 ＞

1 法人の概要

- ・名称：医療法人 研成会
- ・代表者氏名：井口 光世（理事長）
- ・所在地：長野県岡谷市長地小萩1丁目11番30号
- ・電話番号： 0266-27-5500
- ・FAX番号：0266-28-7012
- ・定款に定めた事業 諏訪湖畔病院、介護老人保健施設、訪問看護ステーション「おさち」サービス付高齢住宅「さつき」、居宅介護支援事業所、メディカルフィットネス「あさがお」

2 施設の名称等

- ・施設名：介護老人保健施設 白寿荘
- ・開設年月日：平成元年3月16日
- ・所在地：長野県岡谷市長地小萩1丁目11番30号
- ・電話番号： 0266-28-8910
- ・FAX番号：0266-27-5313
- ・管理者名：一谷 英夫
- ・介護保険指定番号：2050480017

3 施設の目的

本施設は、要介護状態と認定され、入院治療の必要がない程度に病状が安定している利用者（以下「利用者」という）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

4 運営方針

本施設は、上記の目的を踏まえ、以下の点を運営の基本方針とし、施設療養の充実、老人保健・福祉の充実を図るよう事業の運営に努めます。

- ①利用される方の権利を遵守し、利用される方を中心とした誠意ある介護サービスを提供します。
- ②健常者、病めるひと、心や身体に障害を持つひとを区別することなく介護サービスを提供します。
- ③良質で安全な介護サービスが提供できるよう研鑽に努めます。
- ④介護予防、介護者教室、ボランティア・実習生受入などの地域保健福祉活動を行います。
- ⑤全職員は企業理念・行動規範に基づき行動します。

5 施設概要

建物：鉄筋コンクリート6階建（延床面積 6,374.67㎡）

定員：150名

居室：4人部屋：18室 3人部屋：1室 2人部屋：6室 個室：63室

主な設備：受付、食堂、機能訓練室、浴室、診察室、談話室、サービスステーション

洗面所、トイレ、レクリエーションスペース

6 職員体制

本施設の法令の定めるところによる従業者の職種と員数は次の員数以上であり、必要数以上を配置しております。

管理者	医師	1.0名	施設全体の管理
医師	医師	1.5名以上	利用者の健康管理
支援相談員	社会福祉士・介護福祉士等	1.5名以上	利用に関する全ての相談
薬剤師	薬剤師	0.5名以上	薬剤管理や服薬指導
栄養士	管理栄養士	1.0名以上	栄養指導や献立作成
リハビリ	理学・作業療法士等	1.5名以上	維持回復と維持訓練
介護支援専門員	看護師・介護福祉士等	1.5名以上	サービス計画書等の作成
看護・介護職員	看護師・准看護師・介護福祉士等	50.0名以上	看護と介護
事務職員		若干名	受付と会計事務

7 サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案し、計画に沿ったサービスの提供をします。
- (2) 食事(治療食を含む)の提供をします。治療食やなどの対応もし、栄養相談も行います。
朝食 7:30～
昼食 12:00～
夕食 18:00～
- (3) 入浴を行います。利用者の身体機能に応じて、一般浴槽や特別浴槽等にて対応します。週2回を基本としておりますが、必要に応じて回数は対応致します。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- (4) 医師や看護師による医学的な管理を行います。
- (5) 介護職員により日常生活に必要な介護全般を提供します。
- (6) 機能訓練士による維持や認知症、身体の回復訓練、集団リハビリテーション等を行います。
- (7) 入所や退所、介護保険全般についての相談を受け付け、他事業所との連携を図ります。
- (8) 在宅生活ができるように、ご自宅の訪問評価等を行います。
- (9) 行政手続きの代行を行います。
- (10) 理容サービスやクリーニングなどの有料サービスもあります。

8 協力医療機関等

本施設では、下記の医療機関・歯科医療機関と協力しています。

- ・協力医療機関、協力歯科医療機関

名称 諏訪湖畔病院（岡谷市長地小萩1丁目11番30号）

9 苦情相談窓口

支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

- ・相談窓口担当 施設長 一谷 英夫
支援相談員 岩附 朋彦

- ・対応時間：午前8時30分～午後5時15分（ただし、日曜・祝祭日は除く）

直接施設にご相談くださる他に、本施設を担当する岡谷市介護相談専門員や、下記にも苦情を伝えることができます。

- ・岡谷市保健福祉部 介護保険課 電話 0266-23-4811
- ・下諏訪町高齢者福祉課 介護保険係 電話 0266-27-1111
- ・長野県国民健康保険団体連合会 電話 026-238-1580

10 利用料金と利用料金のお支払い方法

利用料金は以下の利用料金表の通りで、1ヶ月ごとに算定いたします。前月の個人負担利用料の明細を添付して毎月11日以降に請求書を発行いたしますので、その月の25日までにお支払い願います。お支払い方法は、現金、クレジットカード、八十二銀行等の口座引き落としにてお支払いをお願いします。お支払いを受けたときには、領収書を発行いたします。

利用料金表

令和6年8月1日の介護報酬改定に準じた利用料金です。

＜保険給付の1割負担＞ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)		
① 施設利用料 (1日あたり)		
	多床室	個室
要介護1	793円	717円
要介護2	843円	763円
要介護3	908円	828円
要介護4	961円	883円
要介護5	1,012円	932円
② 夜勤職員配置加算	1日あたり	24円
③ サービス提供体制強化加算 (I) (II)	1日につき (I) 22円 (II) 18円	
④ 在宅復帰在宅療養支援機能加算 (I)	1日あたり	51円
⑤ 協力医療機関連携加算 (I) (II) 1月につき	(I) 令和6年度に限り100円 (II) 令和7年度から50円 (II) 5円	
⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) (II)	1月につき (I) 10円 (II) 5円	
⑦ 安全対策体制加算	入所時に1回	20円
⑧ 介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数 × 75 / 1000	

＜居住費・食費・日用品費＞ (①+②+③+④) (1日あたり)			
利用者負担段階	① 居住費		② 食費
	多床室	個室	
第1段階	0円	550円	300円
第2段階	430円	550円	390円
第3段階①	430円	1,370円	650円
第3段階②	430円	1,370円	1,360円
第4段階	460円	2,110円	1,800円

* 市町村民税の課税状況やご本人の年金収入により負担の減免措置があります。第1～3段階の負担減免認定を受けるためには市町村役場介護保険担当窓口へ申請が必要となります。

③ 日用品費	1日あたり	200円
④ 二人部屋室料差額	1日あたり	700円 (上記の居住費 (多床室) に加算されます)

<加算分の保険一部負担料金>

① 初期加算 (I) (II)	入所後30日間に限り	1日あたり (I) 60円 (II) 30円
② 短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (II)	入所日から3ヶ月以内に限り	1日あたり (I) 258円 (II) 200円
③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) (II)	入所日から3ヶ月以内に限り	(I) 240円 (II) 120円
④ 外泊時費用	1月に6日を限度として	1日あたり・・・362円
⑤ 外泊時に在宅サービスを利用したときの費用		1日あたり・・・800円
⑥ 療養食加算		1食あたり・・・6円
⑦ 口腔衛生管理加算 (I) (II)		1月あたり (I) 90円 (II) 110円
⑧ 経口維持加算 I		1月あたり・・・400円
⑨ 経口維持加算 II		1月あたり・・・100円
⑩ 経口移行加算	経口開始時より180日間に限り	1日あたり・・・28円
⑪ 栄養マネジメント強化加算		1日あたり・・・11円
⑫ 再入所時栄養連携加算		1回に限り・・・200円
⑬ 退所時栄養情報連携加算		1回に限り・・・70円
⑭ 排泄支援加算 (I) (II) (III) (IV)	1月あたり	(I) 10円 (II) 15円 (III) 20円 (IV) 100円
⑮ 褥瘡マネジメント加算 (I) (II) (III)	1月あたり	(I) 3円 (II) 13円 (III) 10円
⑯ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 病状が著しく変化した時に緊急措置を行った場合 1月に1回3日を限度として	1日あたり・・・518円
	(2) 特定治療 医療保険適用の治療を行った場合	診療報酬の所定の金額
⑰ 所定疾患施設療養費	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の者に対し投薬、検査、注射等を行った時に1月に連続する	(I) 7日 (II) 10日を限度 1日につき・・・(I) 239円 (II) 480円
⑱ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ (I) ロ (II) (III)	1回に限り	(I) イ140円 (I) ロ70円 (II) 240円 (III) 100円
⑲ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日限度	1日につき・・・200円
⑳ ターミナルケア加算		
(1) ターミナルケア加算 (31日～45日)		1日につき・・・72円
(2) ターミナルケア加算 (4日～30日)		1日につき・・・160円
(3) ターミナルケア加算 (2日～3日)		1日につき・・・910円
(4) ターミナルケア加算 (死亡日)		1日につき・・・1,900円
㉑ 入所前後訪問指導加算 (I) (II)	入所中1回を限度に	・・・(I) 450 (II) 480円
㉒ 退所時等支援等加算		
(1) 試行的退所時指導加算		・・・400円
(2) 退所時情報提供加算 (I) (II)		(I) 500円 (II) 250円
(3) 入退所前連携加算 (I) (II)		(I) 600円 (II) 400円
(4) 訪問看護指示加算	1回に限り	・・・300円
㉓ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I) (II)	1月につき	(I) 53円 (II) 33円
㉔ 科学的介護推進体制加算 (I) (II)	1月につき	(I) 40円 (II) 60円

<その他の料金>

①理容代	実費	(500円～5,500円)
②クリーニング代	実費	
③電気代	実費	1日あたり1品につき50円

1 1 施設利用に当たってのお願い

(1) 面会について

面会の際は、白寿荘サービス支援科受付にある面会簿にお名前を記入のうえ、サービスステーションにお声をお掛けください。感染予防の観点から、体調不良の方の面会はご遠慮願います。面会時間などにつきましては別紙参照お願いいたします。

(2) 外出や外泊について

外出、外泊につきましては、事前にスタッフにお申し出ください。感染予防の観点から外出などご遠慮させていただくこともあります。

(3) 貴重品の管理

療養室への貴重品の持ち込みはご遠慮ください。盗難事故等ございましたも施設では責任を負いかねます。

(4) 設備や備品の利用

療養室については、利用される方のご希望を踏まえた上で、状態等を考慮しスタッフが決定いたします。利用者様の不注意、故意、過失などにより、設備や用具などに破損が生じた場合、修繕等の費用の負担をしていただくこともあります。

(5) 施設内は、禁酒・禁煙とさせていただきます。

(6) ペットの持ち込みはお断りいたします

(7) 本施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為」「宗教の勧誘」「特定の政治活動」は禁止させていただきます。

1 2 非常災害対策

白寿荘災害防止規定に基づき、人的、物的被害を防止し、安全に努めます。

1 3 個人情報の利用について

利用者の個人情報は秘密保持されます。情報の収集、提供に際しては別紙の同意書をいただきます。サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償いたします。

入所に当り、利用者に対し本書面に基づく重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者：介護老人保健施設 白寿荘 印

所在地：長野県岡谷市長地小萩1丁目11番30号

説明者：(氏名) _____

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者氏名： _____ 印

代理人氏名： _____ 印

(選任した場合)